

1. 生活保護施設

(1) 救護施設（生活保護法第38条）

* 担当課室 社会福祉課 TEL 073-441-2473

身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活を営むことができない保護が必要な人が入所し、生活扶助を受けることを目的とする施設です。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
かつらぎ園	〒640-8483 和歌山市園部366-1	073-455-3651 073-455-4033	60	(福)紀伊松風苑	平成18. 10. 1
悠久の郷	〒648-0072 橋本市東家905	0736-32-0324 0736-32-0631	190	(福)紀之川寮	昭和33. 12. 24

(2) 医療保護施設（生活保護法第38条）

* 担当課室 社会福祉課 TEL 073-441-2473

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設です。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	病床数	設置主体	認可年月日
済生会和歌山病院	〒640-8158 和歌山市十二番丁45番地	073-424-5185 073-425-6485	200	(福)恩賜財団 和歌山県済生会	昭和23. 7. 21
済生会有田病院	〒643-0007 有田郡湯浅町吉川52-6	0737-63-5561 0737-62-3420	184	(福)恩賜財団 和歌山県済生会	昭和22. 5. 24